

**緊急特集** コロナ禍にどう向き合う  
～全道実態の結果から～

「春の褒章・叙勲」…………… 8

**トピックス**

「コロナに負けない！  
～高齢者にマスクを配布～」…………… 9

**インフォメーション**

「令和元年度事業報告・収支決算」…………… 10

おすすめ書籍「ブックレビュー」…………… 12

**エッセイ:ひとをつなぐ**

「①コロナ禍から暮らしを護る」…………… 12



# コロナ禍にどう向き合う

## 〈全道実態の結果から〉

道内において初の新型コロナウイルス感染者が確認されてから半年が経ちました。

その脅威は未だ終息しておらず、民生児童委員活動にも大きな影響を与えています。

そうした中で、道内の民生児童委員は

どう工夫して活動してきたのかを明らかにするために、

道民児連では単位民児協を対象として、

「新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査」を実施しました。

本号では、特別に紙面を増やし調査結果をお知らせするとともに、

これからの活動について考えていきます。

### 1. 定例会の開催状況について

定例会を開催できた民児協の割合は、表1のとおり2月が92・6%、3月が29・0%、4月が46・6%という結果でした。統計上、道内の新型コロナウイルスの新規感染者数は4月にピークを迎えています。ところがその状況に反し、4月に定例会を開催した民児協の割合は前月比で17・6ポイント増加しています。

定例会の開催を中止する最たる

理由は感染防止ですが、その他に

も緊急事態宣言下における公共施設

設の一時閉鎖があげられます。し

かし、その中でも定例会を開催で

きた民児協については、3密にな

らないように、窓を開ける、座席

を離して座るなどに加え、マスク

の着用や手指消毒、開催時間の短

縮等、感染症予防対策を徹底して

いる傾向が分かりました。ただ、

短時間での開催であるため、十分な

情報共有を図ることができないとい

う課題も浮かび上がってきました。

#### ○定例会が開催できない状況 での課題

別途回答いただいた「地域が抱

える新たな課題」のなかで、定例会

を開催できない旨を課題として挙

げていたのは67民児協(17・0%)。

まさに未曾有のコロナ禍で不測の

事態に遭遇し、その対応に苦慮し

ているといった内容が主だったも

のですが、その回答の一部を紹介

します。

・月例会議は公共施設を利用して

いるが、5月末まで休館となり開催

できない。広い会議室等利用でき

れば、席を離すなどして実施した

いのだけ…。

・委員間の意思疎通がしにくくなっ

た。定例会が開催できないと、各

委員が抱えている活動について話

し合い等ができず、地区協全体の

向上が図れない。

止となり、定例会の開催もないた

め、委員同士の連帯感が薄れてい

る。また、新任委員はほとんど定

例会を経験していない。

・定例会、各部会が開催できないこ

とにより、行政等からの周知や依

頼がスムーズに進まない。また、

民生委員同士の情報共有が図りに

くい。

・委員によっては、家族からこのよう

な状況下での定例会出席に理解が

得られにくい方もいる。全員参加

◆調査概要

- 調査対象  
道内単位民児協 420か所
- 調査時期  
令和2年5月7日～6月12日
- 調査時点  
令和2年4月1日
- 回答数 (回答率)  
全道 393民児協 (93.6%)  
市 265民児協 (96.0%)  
町村 128民児協 (88.9%)

【表1】2～4月における定例会の開催状況

n=393

内 容	2 月		3 月		4 月	
	回答数	比 率	回答数	比 率	回答数	比 率
通常通り開催した	312	79.4%	96	24.4%	164	41.7%
開催を中止した	19	4.8%	159	40.5%	86	21.9%
開催を中止し書面審議とした	6	1.5%	76	19.3%	102	26.0%
元々開催の予定はなかった	47	12.0%	49	12.5%	22	5.6%
その他	2	0.5%	9	2.3%	15	3.8%
無回答	7	1.8%	4	1.0%	4	1.0%

区 分	2 月	3 月	4 月
定例会を開催できた民児協の割合	92.6%	29.0%	46.6%
定例会を開催できなかった民児協の割合	7.4%	71.0%	53.4%

※上記集計から「元々開催の予定がなかった」、「その他」、「無回答」を除外し集計。

これら課題からは、活動を進めるための情報の共有化、コミュニケーション量の減少に伴う連帯感の希薄化、委員の家族から活動に対する理解が得られないといった傾向が読み取れます。

○定例会開催に関する工夫事例

■少人数分散型

多人数での3密を避けるために、委員を5～6人の班に分け、その班を単位として定例会を実施。会長が各班の状況や情報を集約。委員間の連絡網等を併用。

■IT活用型

定例会は極力短時間で実施し、電話の緊急連絡網の他、LINEとEメールを活用し複合的に状況共有。

■会長ハブ型

公共施設が使用できないので、所属委員は時間をずらして個別に会長宅へ訪問。会長は必要書類の手渡し、活動状況や現在の悩みなどをヒアリング。その結果、特に周知が必要な事例や事項があれば、改めて会長より所属委員全員に文書等で周知。逆に、会長をはじめとする役員が、所属委員宅を戸別訪問し、同様の取り組みを行うパターンも。

2. 訪問活動について

表2のとおり、約半数の民児協が、訪問活動の実施は委員個々の判断に任せていることが明らかになりました。このことは、訪問対

【表2】訪問活動に関する申し合わせ事項

n=393

民児協で申し合わせている事項(複数回答)	回答数	比 率
通常通り訪問活動をする	17	4.3%
特に気になる世帯のみ訪問活動をする	131	33.3%
訪問は控え、電話やFAX・Eメール等により安否確認を行う	190	48.3%
夜間の家の灯りや、新聞の受け取り確認による見守り活動を行う(訪問を伴わない)	135	34.4%
原則的にすべての訪問活動は控える	71	18.1%
訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	183	46.6%
その他	45	11.5%

象者によって支援や安否確認の必要な度合いが異なることが考えられ、訪問活動のあり方を民児協が画一的に定めることが馴染まないことを表していると考えられます。また、48・3%の民児協が「訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う」という安否確認の形態をとっています。これは感染症のリスクを最小限に留め、委員自身の安全を確保するための措置だと推察できます。基本

的には訪問を行わず電話等で安否確認を進める一方で、特に気になる世帯に対してのみ訪問している民児協は77民児協(19・6%)を数えることから、約2割の民児協が重層的な安否確認をしている実態も明らかになっています。なお、「その他」の回答のうち、特筆すべき事例として、「訪問を控え、民生委員カードとコロナウイルスに関するチラシを配布する」といった報告がありました。これは

「ポストイング」と言われる活動で、民生委員の連絡先を住民に周知する効果や、社会の動きに応じた注意喚起を図る情報提供としても有効です。人との接触を極力控えることが求められる状況時に適した活動スタイルと言えるでしょう。

○活動様式の変化にともなう新たな課題

約半数の民児協が非訪問型の安否確認の形態をとっていますが、このことに伴い新たな課題が生じています。ひとつは、個別支援に関連する事項で、電話による安否確認では要援護者等の変化に気づきにくくなるという点です。電話だけではコミュニケーションの量と質が低下するので、世帯状況の把握レベルが低下するリスクが高まります。もうひとつは活動の財源

です。安否確認のスタイルが電話中心になると、その分の電話料金が従来の活動経費に新たに加算され、活動経費を圧迫している報告もありました。

3. 相談・支援活動について

相談支援活動は民生委員の根幹となる活動ですが、約6割の民児協が「原則面談はせず、電話等で相談に応じる」と回答しています【表3-1】。また、訪問活動の実施形態と照

○生活福祉資金緊急小口資金等の対応

3月25日に生活福祉資金の緊急小口資金および総合支援資金(生活支援費)の特例貸付の制度が実施されたところですが、表3-3のとおり、民生委員が関連する相談を受けた件数は31民児協176件でした。コロナ禍による

められることが想定されます。このことに関して、民生委員は関係機関につなぐ活動を原則とするこに変わりはありませんが、把握が必要な世帯が増加する可能性は現時点で認識しておかなければならないでしょう。

○課題は複合的に関連している

これまで、様々な課題が挙げられていますが、図1のとおりこれらの課題は複合的に連動をしています。たとえば困難な支援事例に遭遇した際、平時においては定例会においてその困難事例の検討を行うことで支援に結び付けると

【表3-1】 相談支援活動に関する申し合わせ事項 (一部複数回答) n=393

民児協で申し合わせている事項	回答数	比率
通常通り訪問(来所)により面談を行う	94	23.9%
原則面談はせず、電話等で相談に応じる	250	63.6%
相談の受付をしない	4	1.0%
その他	49	12.5%
無回答	6	1.5%
合計	403	

【表3-2】 訪問型と非訪問型の活動の比較

民児協で申し合わせている事項	回答数	比率
【訪問型】通常通り訪問活動をする+特に気になる世帯のみ訪問活動をする	148	37.7%
【訪問型】通常通り訪問(来所)により面談を行う	94	23.9%
【非訪問型】訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	190	48.3%
【非訪問型】原則面談はせず、電話等で相談に応じる	250	63.6%

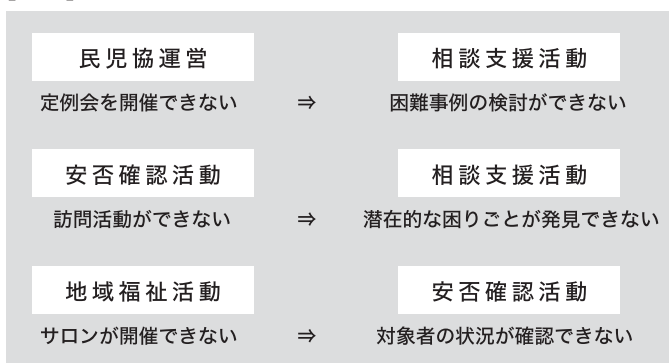
【表3-3】 民生委員による生活福祉資金緊急小口資金の相談実績

	件数	比率
相談実績あり	31	7.9%
相談延べ件数	176	-
平均相談件数	5.7	-

n=393

る経済不況が長引けば、今まで支援対象とはなり得なかった世帯にも、長期的な支援が求

【図1】 諸課題の連動制のイメージ



もに、担当民生委員の心理的負担の軽減を図ることができました。しかし、定例会を思うように開催できない状況下ではこれが機能しません。つまり、新型コロナウイルスの影響下にあつては、それぞれの活動の課題を個別に検討するのではなく、民児協機能とその地区における活動の現状を包括的に整理し、今後のあり方を検討しなければならぬということです。

今後は新型コロナウイルス感染症のリスク回避と地域に必要な活動のバランスをいかにとるかが、活動の重要なポイントになると考えられます。感染症リスクを避けつつも、地域に求められる活動スタイルの開発が急務です。

4. その他の活動について

この設問は活動記録の「その他の活動件数」の項目を参考に設定しました。傾向として、調査活動や世帯票の整備など、3密(密集、密閉、密接)の条件がすべて揃にくい活動は、1〜3割程度の民児協が実施しています【表4】。一方、3密の条件がすべて揃ってしまう集会的活動の実施割合は、いずれも1割以下という結果でした。今後は、定例会の開催はもちろん、研

【表4】民生委員による各活動の実施状況

n=393

項目	予定あり	比率	実施予定ありの回答のうち				
			実施	中止	延期	未決定	未回答
行政等からの依頼による調査活動	134	34.1%	16.4%	42.5%	33.6%	7.5%	0.0%
福祉票・世帯票の整備	133	33.8%	33.8%	25.6%	29.3%	9.8%	1.5%
他団体への会議や行事への参加	239	60.8%	7.5%	72.4%	10.0%	9.2%	0.8%
自主運営しているサロン等活动	106	27.0%	0.9%	88.7%	6.6%	2.8%	0.9%
民児協の独自研修	187	47.6%	2.1%	52.9%	21.9%	22.5%	0.5%

修会等の集会型の取り組みについても、そのあり方や形態の大幅な変更が求められています。

**5. 新任委員へのフォローについて**

この設問は、令和元年12月の一斉改選により新たに就任した新任委員に対して、どのようなフォローを実施しているかを自由記述で回答いただいたものです。65・4%（257件）の民児協がこの設問に対して回答しており、関心の高さが伺えます。

新任委員に対するフォローの形態は、市と町村で大きな違いが出ています。市の単位民児協では会長をはじめとする先輩委員がアドバイザー機能を果たしていることに対し、町村では事務局職員がその機能を果たしています。

全般的な傾向としては、悩みを聞くなどのアドバイスが中心となるフォロー体制ですが、その中でも特徴的な取り組みを紹介します。

**(1) 既存の取り組みの効果が期待できる事例**

・前任者が退任する前・後でも新任者と訪問活動を行い、引き継ぎの円滑化を図っている。また、前任者

が作成した住民支え合いマップを活用しているので、担当地域の状況についてはある程度把握できている。問題点等があれば、定例会で話し合い、対処に不安があるときは会長が同行する。

・今年度事業計画の重点項目のひとつに「新任委員をサポートする仕組みづくり」を取り上げ、新任委員への支援として、「声掛け、見守り、相談」の等に取り組む。

**(2) 人材育成効果が期待できる事例**

・新任委員に対しては、先輩委員と活動させ慣れさせてから独自で活動するように実施している。特に地域の各種行事支援等。

・選出地域別に班編成し、班長が定期的も声掛け等を働きかけ、不安等の解消に努めている。

・相談できる経験委員に新任委員の助けになるよう担当してもらっている。互いに声掛け等がしやすい環境づくりに心がけている。

・当協議会では委員を数グループに分け、そのグループ内において協力体制をとれるようにしている。グループ内には、新任委員やベテラン委員、男女をそれぞれ入れるようにしている。

**(3) 自らの学びを促進する事例**

・今後、各委員から問題解決に至った体験談などの参考事例、各研究部

会の内容などをまとめ、3か月に1回を目処に「民協だより」を内部だけに発行し、新任者を含め活動の参考にしたいと考えている。

・この時期(自粛期間)に民生委員活動に関する資料を良く読むことを勧めている。

**(4) 委員の孤立感や不安を緩和する事例**

・週1回電話連絡とし、混乱や不安のないようにしている。

・新任委員に困っていることはないかと思ひ電話したところ、「活動をやる気持ちはあるが訪問される相手のことを考えて自粛している。だが、気持ちは焦っている」との回答があり、事務局からは「自分の身の安全を第一に考え無理をしないように」と伝えたところ、不安が和らいだようだ。特に新任委員には、少しでも声掛けが必要と感じている。

**(5) ITを活用した事例**

・公式LINEで不安や質問に応じており、何かあった場合は、役員が速やかに対応している。

・個別面談する時間を重要視し、個々が感じている思いを聞き取るようにしている。また、民児協としてメンバーングリストの登録を進めていたことから、「新型コロナウイルス感染症に関する行政の動きや民生委員児童委員協議会の諸連絡をタイムリーに発信し、委員が不安を抱かないように情報提供に努めた。

**6. 地域が抱える新たな課題について**

この設問も自由記述で回答いただきました。回答の内容が多岐にわたるため、類型化した課題別にその一部を見ていきましょう。なお「①民児協運営に関すること」のうち、定例会に関することは前述したのでここでは割愛します。

**① 民児協運営に関すること (定例会に関するものは除外)**

・当民児協では緊急時の電話による連絡網は確立しているが、重要事項等をまとめ、作成した書類の配布体制が十分とは言えず、この度の対応の反省を生かし委員への新たな連絡体制の構築を検討している。

・当協議会は定数49人で、このような事態が発生すると、3密を避けることが難しいことから、組織分割を検討したい。

・6月に予定していた管外研修も中止となり、委員間の交流、情報の交換も難しく不安。

・新任委員が多い地区のため、コミュニケーションをしっかりと取りたかったができていない。

・仕事により日中連絡がつかない委員がいるため、事務局からの連絡は郵便周知を基本としているが、情勢の目まぐるしい変化により対応が追いつかず苦慮することがある。LINEの導入検討について、LINE不可の端末を使用する委員も多く進んでいない。

## ②地域課題に関すること

・心配ごとは、孤立死と認知症の進行の対応である。住民側の方もコロナ自粛が行き届いているためか、声を上げづらいかもしれない。

・高齢者が感染の恐れから、買い物等に不便をきたしている。また、外歩きができなくなり、足腰が弱ってきている。会話の頻度が減っているため認知症の恐れが高まっている。子どもが外遊びできない。子どもについては、学校休校により子どもだけの留守生活で、食事など火の元等の安全面で不安を感じる家庭もあった。

・町内会、民児協など地域活動が自粛され、連携の不十分さが出始めている。

・医療関係者が多く住んでおり、子どもの留守番に不安を感じ、周りからいじめの声があがらないか心配している声がある。

## ③個別支援に関すること

・高齢者については、自粛のため認知症の症状が増え、隣近所から苦情が出てきた。不安症状も多くなった。マスクが無くて病院に通院できないと悩んでいた。

・新型コロナウイルス感染拡大で、高齢者訪問はしないで電話による元気確認をしていたが、1か月くらい顔を見ることなく元気でいるものと思っていたところ、自宅の中に居て脱水症状により救急車で運ばれるということがあった。子供もコロナで本州から来られず、入院の準備なども家族から委員さんに託され、電話連代などの経費も嵩んで大変だったと思つた。

・児童虐待で小学1年生が児童相談所へ送致される事案が発生。その後対応について、民生委員児童委員として活動できない状況にある。また、学校訪問等ができない状況にあるため、活動に支障が出ている。障がい児をもつご家庭はデイサービスが休み等で疲果れている。

・コロナウイルスによる社会不安からか、地区の精神障がい者の方が不安定になっている気がした。

## ④活動財源に関すること

・委員の訪問活動を制限し電話対応による確認を基本としたとき、通信料(電話代など)を確把握し、補助する術を確認していない。

・訪問活動をする際のマスク、除菌スプレーやシートなどは個々で準備するため、中々手に入らないことが多い。地区民児協で備蓄が必要

・新任委員が就任して間もなく地区協が中止となり、委員間の交流が図れない。地区協の予算が今後の活動の見通しが不透明なため適切に活用されていくかが懸念される。民児協運営、コロナウイルスで感染拡大を受け、普通の活動以下になる。市補助金、道負担金の減額にならないか危惧している。

## ⑤欠員に関すること

・欠員している地区委員の勧誘ができていない。

・病気療養のため退任者があったが、後任者探しのための訪問が難しい状況となっている。

・現在欠員が3名あり、活動地域も広く欠員地域のカバーが疎かになつており、現在の地域の課題であると考えている。

## 7. これからの民生児童委員活動を考える

新型コロナウイルスの大流行を経て、民生児童委員活動のこれからを考えるうえで、対する委員自身の安全を担保する最大の策はズバリ「何もしないこと」です。しかしながら、誰もが経験したことのない災禍にあつては、地域におけるさまざまな課題が新たに発生している現実を無視できません。

これからの活動を考えるにあつては、新型コロナウイルス感染症のリスク回避と、地域に必要な活動のバランスをいかにとることが重要なポイントとなります。感染症リスクを避けつつも、地域に必要な活動のスタイルの開発が急務であることから、現時点で考え得る、この状況に合わせた活動スタイルについて考えていきます。

なお、この内容は強制するものではありません。また、調査結果ならびに現在の感染症拡大状況や国の政策など、現状に照らした活動

動スタイルの一考察です。今後、感染症収束状況や、政策動向によって、その活動スタイルは変容を求められることを予めご理解ください。

### これから検討が必要な事項

(1) 新型コロナウイルスに関する正しい情報や知識を身につける

6月に総務省が実施した「新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査」によると、72・0%の人が間違った情報や誤解を招く情報に接触しており、その内、76・7%の人が「正しい情報だと思った」あるいは「正しい情報かどうか分からなかった」と回答しています。

新型コロナウイルス感染症拡大が大きい、極めて大きな社会不安が蔓延する中にあつては、誤った情報やデマが拡散しやすくなります。感染症予防対策についても、自身としては正しい行動をとっているつもりが、実は間違っていたというこも十分あり得ます。

民生委員として、ひとりの生活者として、自分自身、そして家族

### 活動の大前提

- 自分自身と家族の安全が最優先!
- 活動や協力は無理のない範囲で!



の身を守るためにも、まずは、新型コロナウイルスに関する正しい情報や知識を身につけ、デマや噂話に踊らされることのない冷静さを持つことが、今後の活動を考える上で基本的スタンスでとるべきです。

**(2) 定例会の開催**

民児協の定例会は、主に連絡調整、研修・研究、意見交流の場としての機能がりますが、コロナ禍にあつてはその機能の大部分が制限され、個々の委員活動に大きく影響しています。関連して、災害発生時においては、委員間の連絡確保と民児協機能の早期回復を重視することが重要とされています。大規模災害に際しては、各委員が孤立しがちになる実態や、個々の判断により活動を行わなければならぬ状況に陥りがち。こうした時の不安を解消するとともに、非常事態下での活動の方向性を早期に決定する重要性を示唆するものです。

平成30年北海道胆振東部地震で特に被害が大きかった厚真町、安平町、むかわ町では、町内の公共施設が避難所や物資保管場所などで使用されており、定例会会場を全く確保できませんでした。その

結果、定例会を開催できたのは発災から2〜3か月後となり、後に被災地民児協の会長は「委員の不安の解消のためにも、ある程度無理してでも即座に定例会を開催すべきであった」と語っています。今後の活動のあり方を検討するうえで、民児協定例会の開催は必須であるということ为前提として、以下の点に留意した定例会の開催を提案します。

○個々人の感染症予防対策の徹底とマナーの一般化

- ・ 新型コロナウイルスと感染症予防に関する正しい知識を身につける。
- ・ マスクの着用や手指消毒等、個人レベルでの感染症予防を徹底する。
- ・ 感染症予防や咳エチケットのマナーに関して、民児協内で共通の理解を図る。
- ・ 風邪症状があるなど、体調が悪い場合は無理せず定例会を欠席する。

○3密を避ける会場の選定・設定とその留意事項

- ・ 委員同士の距離をとるために、従来の定例会と比べ倍の広さの会場を確保する。場合によっては、机の配置もスクール形式とし出席者同士の対面を最小限とする。
- ・ 大きな声を出さなくて済むようなマイクを使用する。ただし、マイクの使用にあたっては、使用都度消毒する。

- ・ 会場内の換気に十分留意する。
- ・ 会場内での飲食は避ける。

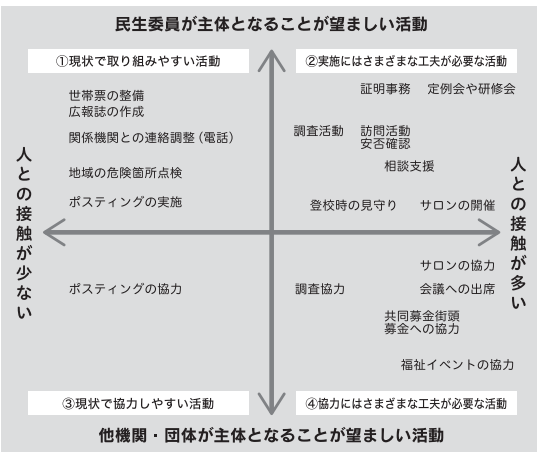
○定例会の時間短縮にとまなう情報共有を補完する仕組みづくり

- ・ 協議事項や資料の内容を工夫するなどして効率的な進行に努め、会議時間の短縮を図る。
- ・ 定例会に提出する資料は、口頭説明がなくても十分理解できるように丁寧な作成をする。
- ・ 簡易な共有すべき情報については、通信アプリLINEやEメール等SNSを活用した情報共有の仕組みを構築する。
- ・ 緊急連絡網の整備を進める。

**(3) 今年度の活動事業計画の見直し**

本調査でご協力をいただいた大多数の民児協が、当初の年度計画どおりに活動できておらず、今後の見込みも具体的に定まっていないう実情があります。これに関連して、計画通りに活動ができないことにより予算も予定通りに執行できず、公費による補助金に影響が及ぶことを不安視する意見も多く聞かれます。そこで、この事態が長期化することも視野に入れ、活動(事業)計画や、民児協予算の執行に関して、以下の視点により見直し、現状を整理されることを提案します。

【図2】 コロナ禍における活動整理のイメージ



**活動の見直しや整理の視点**

①その活動は民生委員が主体となる  
ことが望ましい活動であるか?  
↓民生委員にしかできない地域福祉活動

↓他の関係機関・団体でも実施できるが現状において民生委員による実施が望ましい活動

②その活動は人との接触が多いのか、少ないのか?  
↓基本的に、3密の条件が揃ってしまいう活動は感染リスクが比較的高い  
↓人との接触が少ない活動は感染リスクが低い

**活動の見直しの考え方**

右記の2つの視点に照らし、現在実施している活動を、以下の4つに分類します(イメージは図2のとおり)。その結果、活動できるのかできないのか、活動する場合は、

①と③の活動については、現状でも十分に実施可能な活動といえます。②と④の活動は、民児協や委員個人がリスク管理できるかが実施に向けた判断のポイントとなります。先の定例会開催にあたっての留意事項の例のように、実施に向けたリスク管理を多角的に検討し、現状においてリスク管理が困難ということであれば中止する判断も必要となります。

①現状で取り組みやすい活動  
人との接触が少なく、民生委員が主体となつて実施することが望ましい活動

②実施にはさまざまな工夫が必要な活動  
人との接触が多いが、民生委員が主体となつて実施することが望ましい活動

③現状で協力しやすい活動  
人との接触が少ない、他機関・団体に協力する活動

④協力にはさまざまな工夫が必要な活動  
人との接触が多い、他機関・団体に協力する活動

活動財源(予算)の整理

活動の財源に関する現状として、委員個人の活動費が増加し、民児協の財源は予算に残額が生じる可能性が高いとの指摘があります。一方では財源が不足し、一方では残額が発生する状況を乗り切るために、双方の財源を有効に活用しバランスをとる方法を提案します。

委員の個人活動では、電話代等の通信費の他に、マスク、除菌スプレーなどの感染症予防用品の購入費用も必要となりますが、それらの感染症予防用品を民児協で一括購入し、所属委員に配布する方法をとることで、委員個人と民児協の財源のバランスをとることが可能になります。

北海道から補助される「地区民生委員協議会活動推進費」250,000円については、民生委員法第24条第1項に規定される「民児協の任務」を果たすための経費として位置付けられています。その用途ならびに運用にあたって、飲食等の不適切な取り扱いを除けば、民生委員活動への使途は幅広く認められます。民児協予算を活用し個人の費用負担軽減に関して検討してはいかがでしょうか。

(4) 人権に対する配慮  
(差別しない、偏見を持たない)

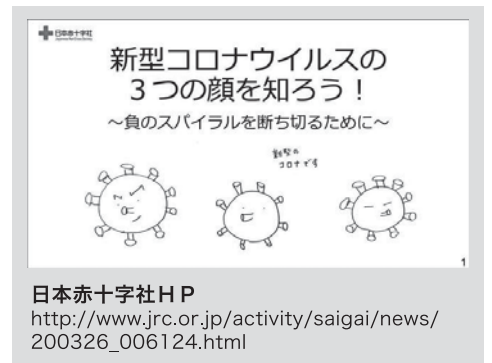
民生委員法では、委員の職務基準として、次のとおり守秘義務および差別的又は優先的取り扱いを禁止する条文が存在しています。この条文はいわば、地域住民の「人権」を守る手段と考え方を示しているものです。そして、社会福祉の根源には、この「人権」というキーワードが存在します。

民生委員法第15条

民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をするることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

新型コロナウイルスは、病理としての脅威もさることながら、人びとの不安や恐れを増幅させ、そのことが、嫌悪・偏見・差別を生み出しているという指摘があります。ウイルス感染に関わる人や対象を日常生活から遠ざけたり、差別したりするなど、人と人との信頼関係や社会のつながりを壊すとも言われています。

これらの現象は、民生委員法の理念や、民生委員法第15条に規定する職務基準と相反するものです。よって、新型コロナウイルスに関する正しい



知識を身につけた上で、あらためてこの職務基準に照らして自らの活動のあり方を見つめ直し、差別的な扱いをしないよう、人権に対する配慮をそれぞれが考えることが重要です。

また、長期的な視点では、これらのことを地域に普及・啓発する「福祉教育」の取り組みも必要になるかもしれません。

このことの検討にあたっては、日本赤十字社が作成した啓発資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」の負のスパイラルを断ち切るために「」が非常に参考になります。この啓発資料は、新型コロナウイルスは、病氣、不安、差別の感染を広げ、それぞれが連動していることから、正しい知識と考え方を身につける必要性を、分かりやすく解説しています。ぜひ、民児協定例会などで活用ください。

8.これからに向けて...

今回の調査では、定例会のあり方や、今後求められる活動のスタイルなど、さまざまなヒントを得ることができました。これからの民生児童委員活動を考えていくにあたって、自分自身と家族の安全を第一に考えることが当然の前提となりますが、先に触れたとおり、新型コロナウイルス感染症のリスク回避と地域に必要な活動のバランスをいかにとるかが重要なポイントとなります。道民児連ではこの調査結果をもとに、どのように現状を整理し、これからの方向性を取り組んでいくのかなどの方向性を提示する「新北海道民生児童委員活動スタイル」(仮称)の作成を検討しています。

また、この調査は、道内の民児協関係者のご協力により393民児協(93.6%)からご回答をいただきました。お忙しい中、調査にご協力いただいたことに対して、紙面をお借りして厚くお礼申しあげます。

なお、この記事の元となった調査報告書は、本連盟ホームページにアップロードすることを予定しています。興味のある方はぜひご覧ください。

受章おめでとう  
「令和元年 春の褒章・叙勲」

令和2年度、春の褒章・叙勲で、受賞された民生委員児童委員の方々をご紹介します。(敬称略)

●春の褒章・叙勲受章者

褒章受章者

- ◆藍綬褒章
  - 竹脇 征秀 (根室市 現)
  - 佐藤 幸子 (根室市 現)
  - 榎本 保信 (当別町 元)

叙勲受章者

- ◆旭日小綬章
  - 加藤 忠 (白老町 元)

◆瑞宝小綬章

- 佐々木 謙 (美唄市 元)
- 吉田 武史 (北広島市 元)

◆瑞宝双光章

- 横田 明 (石狩市 現)
- 菅原 正良 (苫小牧市 元)
- 福田 儀三郎 (美唄市 元)
- 松崎 義昭 (名寄市 現)
- 宮脇 昭道 (池田町 元)

◆瑞宝単光章

- 伊藤 勝夫 (函館市 元)
- 岡山 敏幸 (南幌町 元)
- 北 直義 (上砂川町 元)
- 植田 秀雄 (沼田町 元)
- 志尾 良治 (岩内町 現)
- 大塚 武 (安平町 現)
- 中村 征夫 (奥尻町 現)
- 工藤 國忠 (占冠村 元)



## 活動紹介「コロナに負けない!」高齢者にマスクを配布

旭川市春光西地区民生委員児童委員協議会

旭川市春光西地区民児協(会長佐川徹氏)では、5月16日、担当地区内に住む65歳以上の高齢者約1,500人(約1,000世帯)に、不織布マスクを配る活動を行いました。一人あたりマスク3枚と感染症予防に関するチラシ、特殊詐欺や交通事故への注意をよびかけるチラシをパッケージしました。

当日は委員17名が手分けして高齢者宅を訪問。安否確認や特殊詐欺などの注意喚起も兼ねるので原則的には手渡しとし、当日は9割の高齢者世帯に配

布することができました。不在だった世帯は数回訪問し、概ね3日間配布を終えています。マスクの購入費用30万円は、同地区内で集めた空き缶などを廃品回収に出して得た収益を充てました。

この活動のきっかけは、東日本大震災が発生した平成23年まで遡ります。当時、自分たちに何かできないかと考え、担当地区は元より旭川市内に呼びかけベルマークの回収活動を行い、多くの協力により集められたベルマークを、被災地支援のために寄贈しました。「ベルマークの回収活動に協力いただいた市民に恩返しをしたい」、そこで始めたのが空き缶などの廃品回収だったわけです。この活動の結果、これまで高齢者施設に車いすを寄贈するなど、地域福祉の向上のためにその益金を充ててきました。

そんな中で起こったのが、新型コロナウイルスの感染拡大です。マスクが欲しくても店頭に並んでいない。マスク

が手に入らないから必要な外出もできない。高齢者がドラッグストアに開店2時間も前から並んでいる光景を目の当たりにし、住民に広がる不安の大きさを痛感しました。そこで、今自分たちにできることが何かと考えた結果が、廃品回収の益金を活用したマスクの配布でした。

この活動には、もうひとつ触れておかなければならない背景があります。それは地元警察署との日常的な協力関係です。「せっかく訪問するのだから、マスクの配布だけではもったいない」。そう思い立ち、地元警察署に趣旨を説明のうえ、特殊詐欺などの注意を呼びかけるチラシの提供を要請しました。地元警察署は、この活動の趣旨に即座に賛同。数種類のチラシの提供を受け、活動当日は集合場所にて謝辞と激励を受けました。旭川市民児連では、2つの地元警察署と「高齢者の安全対策に関する協定」を独自で締結しています。高齢者の安否確認等、日常的に相互

協力する関係性があつたからこそ、スムーズな連携が図れたわけです。この地区は一人暮らしの高齢者世帯が約600世帯に上ります。外出の自粛を求められる中で多くの高齢者が不安を抱えていました。マスクを受け取った高齢者から、多くの感謝の声が寄せられたそうです。この時勢では、感染症予防のため人と人の物理的な距離は保たなければなりません。心の距離まで広げる必要はありません。民生委員児童委員と地域の高齢者が、お互いの存在とその尊さを改めて確認し合う。この活動にはそんな効果もあつたかもしれません。

※この活動は、マスクの着用、打ち合わせの際のソーシャルディスタンス等考えうる感染症予防対策をとった上で実施しています。



■アンテナ道民児連  
No.208の記事内容の訂正について

前号の「クローズアップこの人」の記事のご紹介した委員の役職の記載に誤りがありました。つきましては、以下のように訂正いたします。すとともに、関係各位に深くお詫び申し上げます。

誤：芦別市民生児童委員協議会副会長  
正：芦別市民生委員児童委員協議会監事

■クローズアップ「この人」の一時休載について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、本紙の編集にあたって取材活動を自粛しています。今年度発行分に限り、クローズアップ「この人」を一時休載することとしました。



# 令和元年度事業報告

## 公1 民生委員児童委員の資質向上のための研修事業

### ア 研修 研究協議事業

- (ア) 全道民協会長・副会長研究協議会開催事業
  - 令和元年6月4日(火)13時～5日(水) 札幌市札幌パークホテル 741名
  - 令和元年8月20日(火)13時～21日(水) 札幌市札幌パークホテル 441名
- (イ) 全道児童委員活動研究会開催事業
  - 令和元年8月20日(火)13時～21日(水) 札幌市札幌パークホテル 441名
- (ウ) 中堅民生委員児童委員教室開催事業
  - 第1日程 7月3日(水)～5日(金) 札幌市・ホテルポルスタ1札幌79名
  - 第2日程 7月10日(水)～12日(金) 北海道自治労会館 240名
- (エ) 民生委員児童委員活動推進講座開催事業
  - 札幌会場 8月29日(水) 240名
  - 旭川会場 北海道自治労会館 240名
  - 函館会場 旭川市公会堂 327名
  - 北見会場 9月4日(水) ホテル函館ロイヤル 214名
  - 釧路会場 北見芸術文化ホール 242名
  - 9月6日(金) 釧路プリンスホテル 336名
- (オ) 民生委員児童委員専門研修事業 (北海道委託事業)
  - 空知管内 令和元年8月28日(水) 347名
  - 石狩管内 令和元年9月27日(金) 259名
  - 後志管内 令和元年6月14日(金) 109名
  - 胆振管内 令和元年7月30日(火) 283名
  - 日高管内 令和元年10月2日(水) 62名
  - 渡島管内 令和元年10月30日(水) 273名
  - 樺山管内 令和元年8月23日(金) 79名
  - 上川管内 令和元年7月23日(火) 179名
  - 留萌管内 令和元年10月3日(水) 86名

## 公2 道民への普及啓発事業及び調査研究事業

### ア 民生委員児童委員に関する調査研究事業

- 宗谷管内 令和元年6月25日(火) 稚内市総合文化センター 136名
- オホーツク管内 令和元年7月26日(金) オホーツク文化交流センター 275名
- 十勝管内 令和元年9月10日(水) 十勝川温泉笹井ホテル 271名
- 釧路管内 令和元年8月9日(金) 釧路センターキャナルホテル 248名
- 根室管内 令和元年6月28日(金) 標準津町生涯学習センター 105名
- (イ) 民生委員児童委員初任者研修事業
  - 空知管内 新型コロナウィルス感染症 拡大により中止
  - 石狩管内 令和2年1月21日(火) シャトレーゼガトーキングダム札幌 231名
  - 後志管内 令和2年1月18日(土) 小樽経済センター 96名
  - 胆振管内 新型コロナウィルス感染症 拡大により中止
  - 日高管内 令和2年1月31日(金) 新ひだか町公民館 56名
  - 渡島管内 令和2年2月5日(水) 北斗市総合文化センター 197名
  - 樺山管内 令和2年2月17日(月) 江差町地域振興センター 35名
  - 上川管内 令和2年2月3日(月) 富良野市文化会館 165名
  - 留萌管内 新型コロナウィルス感染症 拡大により中止
  - 宗谷管内 令和2年2月14日(金) 稚内市総合福祉センター 45名
  - オホーツク管内 令和2年2月19日(水) 北見芸術文化センター 203名
  - 十勝管内 令和2年1月28日(火) 十勝川温泉笹井ホテル 213名
  - 釧路管内 令和2年2月21日(金) 釧路プリンスホテル 97名
  - 根室管内 令和2年1月16日(水) 根室市総合文化会館 57名

### イ 民生委員児童委員(民児協)活動支援事業

- (イ) 民生委員児童委員(民児協)活動支援事業 (講師等派遣)
  - 講師等派遣12件、視聴覚教材・活動資料貸出3件

### ウ 一般道民への普及啓発事業

- (ウ) ホームページ開設事業
- (エ) 民生委員・児童委員の日(5月12日・済世顧問制度の創設日)ならびに民生委員児童委員活動強化週間事業(5月12日から5月18日まで)・民生委員児童委員活動資料の作成・配付事業

### エ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業

- (1) 調査研究事業
  - ① 調査研究事業 (住民支え合いマップ調査)事業
  - ② 調査モデル指定民児協(2民児協) 拠点指定・北見市民児協、道民児連留萌地区支部
  - ③ 調査モデル指定実施期間 平成31年4月～令和3年3月(2か年)
  - ④ 調査モデル指定助成金 拠点指定型 年間150,000円
  - ⑤ 調査事業実施内容
    - ・第1回現地指導
    - ・北見市民児協/令和元年9月24日(火) 道民児連留萌地区支部/令和元年9月26日(木) はばろ温泉サニセットプラザ
    - ・第2回現地指導
    - ・北見市民児協/令和元年11月11日(月) 道民児連留萌地区支部/令和元年11月13日(水) はばろ温泉サニセットプラザ
    - ・令和元年9月29日(日)13時～15時30分
    - ・令和元年11月12日(火)13時～15時
  - ⑥ 研究的試行事業(モデル事業)
    - ① 近所福祉推進セミナー
    - ② 富良野市地域福祉センターいっせい
    - ③ 住民支え合いマップフォローアップセミナー
    - ④ 富良野市総合保健センター
    - ⑤ 民生委員児童委員二期目現任者研修

### オ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業

- (2) 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ① 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ② 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ③ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ④ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ⑤ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ⑥ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業

### カ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業

- (3) 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ① 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ② 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ③ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ④ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ⑤ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ⑥ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業

### キ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業

- (4) 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ① 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ② 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ③ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ④ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ⑤ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ⑥ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業

### ク 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業

- (5) 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ① 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ② 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ③ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ④ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ⑤ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業
  - ⑥ 民生委員児童委員活動に関する調査研究事業

# 令和元年度 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	147,216	147,216	0
特定資産運用益	21,559	24,501	△ 2,942
受取会費	59,730,000	49,815,000	9,915,000
事業収益	5,080,700	4,355,800	724,900
参加収益	6,120,500	4,758,000	1,362,500
委託収益	7,625,959	6,212,874	1,413,085
拠出金収益	0	4,994,000	△ 4,994,000
受取補助金等	5,727,000	5,627,000	100,000
受取負担金	9,955,000	9,963,000	△ 8,000
受取寄付金	0	3,298,000	△ 3,298,000
雑収益	3,404,887	262,912	3,141,975
<b>経常収益計</b>	<b>97,812,821</b>	<b>89,458,303</b>	<b>8,354,518</b>
(2) 経常費用			
事業費	82,034,475	95,582,203	△ 13,547,728
給料	17,138,880	15,862,092	1,276,788
諸手当	10,500,985	10,173,200	327,785
賞与引当金繰入額	2,089,788	1,846,408	243,380
退職給付費用	1,098,000	1,098,000	0
福利厚生費	6,222,910	5,707,893	515,017
会議費	350,681	245,310	105,371
旅費交通費	5,008,150	6,025,775	△ 1,017,625
通信運搬費	2,704,447	3,194,555	△ 490,108
減価償却費	2,145,613	2,350,927	△ 205,314
消耗品費	1,585,747	1,231,639	354,108
印刷製本費	10,872,679	21,284,568	△ 10,411,889
光熱水費	997,692	1,012,234	△ 14,542
使用賃借料	7,278,050	5,708,199	1,569,851
支払手数料	295,025	238,593	56,432
筆耕翻訳料	847,704	359,028	488,676
電算維持費	452,847	435,037	17,810
購読料	51,511	43,116	8,395
講師等謝金	2,419,080	3,235,340	△ 816,260
講師等旅費	1,663,704	1,202,168	461,536
業務委託費	643,332	894,150	△ 250,818
支払負担金	38,000	99,700	△ 61,700
支払助成金	786,551	7,116,791	△ 6,330,240
支払給付金	5,770,000	5,241,000	529,000
支払分担金	874,200	876,100	△ 1,900
支払弔慰金	0	80,000	△ 80,000
雑費	198,899	20,380	178,519
<b>管理費</b>	<b>16,511,198</b>	<b>13,773,036</b>	<b>2,738,162</b>
役員報酬	130,000	110,000	20,000
給料	3,743,820	3,521,190	222,630
諸手当	2,769,610	2,911,361	△ 141,751
賞与引当金繰入額	537,699	511,844	25,855
退職給付費用	342,000	342,000	0
福利厚生費	1,612,901	1,553,400	59,501
会議費	171,674	80,955	90,719
旅費交通費	4,374,557	2,751,960	1,622,597
通信運搬費	324,808	256,582	68,226
減価償却費	181,109	178,286	2,823
消耗品費	87,338	50,432	36,906
印刷製本費	279,613	263,396	16,217
光熱水費	123,320	125,107	△ 1,787
使用賃借料	716,645	398,187	318,458
支払手数料	10,751	17,067	△ 6,316
電算維持費	40,605	38,547	2,058
購読料	7,565	26,516	△ 18,951
業務委託費	115,222	30,314	84,908
租税公課	39,800	1,200	38,600
支払負担金	91,170	91,040	130
支払弔慰金	30,000	0	30,000
雑費	780,991	513,652	267,339
<b>経常費用計</b>	<b>98,545,673</b>	<b>109,355,239</b>	<b>△ 10,809,566</b>
<b>評価損益等調整前当期経常増減額</b>	<b>△ 732,852</b>	<b>△ 19,896,936</b>	<b>19,164,084</b>
基本財産評価損益	0	0	0
特定資産評価損益	△ 196,560	0	△ 196,560
<b>評価損益等計</b>	<b>△ 196,560</b>	<b>0</b>	<b>△ 196,560</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 929,412</b>	<b>△ 19,896,936</b>	<b>18,967,524</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益			
受取寄付金	8,113,543	17,788,796	△ 9,675,253
<b>経常外収益計</b>	<b>8,113,543</b>	<b>17,788,796</b>	<b>△ 9,675,253</b>
(2) 経常外費用			
支払助成金	8,113,543	11,000,444	△ 2,886,901
<b>経常外費用計</b>	<b>8,113,543</b>	<b>11,000,444</b>	<b>△ 2,886,901</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>6,788,352</b>	<b>△ 6,788,352</b>
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 929,412	△ 13,108,584	12,179,172
法人税、住民税及び事業税	20,000	20,000	0
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 949,412</b>	<b>△ 13,128,584</b>	<b>12,179,172</b>
一般正味財産期首残高	38,525,400	51,653,984	△ 13,128,584
一般正味財産期末残高	37,575,988	38,525,400	△ 949,412
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取補助金等	0	0	0
受取寄付金	0	12,965,500	△ 12,965,500
特定資産運用益	52	3,596	△ 3,544
一般正味財産への振替額	△ 1,600,500	△ 9,956,352	8,355,852
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>△ 1,600,448</b>	<b>3,012,744</b>	<b>△ 4,613,192</b>
指定正味財産期首残高	51,404,954	48,392,210	3,012,744
指定正味財産期末残高	49,804,506	51,404,954	△ 1,600,448
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>87,380,494</b>	<b>89,930,354</b>	<b>△ 2,549,860</b>

**イ 広報紙発行事業**  
 (ア) 広報紙「アテナ道民児連」の発行  
 発行回数 年4回発行  
 発行部数 1回10,800部(全舎に配布)

**ウ 全道物故民生委員児童委員慰霊祭事業**  
 (ア) 慰霊祭の執行  
 令和元年6月12日(水)  
 円山公園北海道方面委員慰霊碑前  
 祭司 北海道民生委員児童委員連盟  
 本年度合計 9、994柱  
 累計合計 9、994柱

**工 退任委員感謝状贈呈事業**  
 ・感謝状贈呈者 2、118名

**オ FAX情報・道民児連事務通信事業**  
 (ア) FAX情報 0回  
 (イ) 道民児連事務通信 8回

**カ 支部長セミナー、地区(振興局)・市支部長、町村民児協会長、事務局会議開催事業**

(ア) 支部長セミナー開催事業  
 平成31年4月9日(火)～10日(水)  
 ホテルポールのスター札幌 46支部 46名  
 (イ) 地区・市支部長、町村民児協会長、事務局会議開催事業  
 (1) 地区・市支部長、町村民児協会長、事務局局長会議  
 令和元年11月1日(金)  
 ホテルポールのスター札幌 269名  
 (2) 地区・市支部長、事務局局長会議  
 令和元年11月1日(金)  
 ホテルポールのスター札幌

**法人運営管理事業**  
**ア 本連盟組織・事業等の運営推進**  
 (ア) 正副会長会議の開催  
 (第1回)平成31年4月25日(水)、(臨時)令和元年5月9日(水)、(第2回)令和元年6月11日(火)、(第3回)令和元年8月20日(火)、(第4回)令和元年9月20日(金)、(臨時)令和元年11月1日(金)、(第5回)令和元年12月6日

(金)、(第6回)令和2年1月24日(金)、(第7回)令和2年2月27日(水)  
 (イ) 理事会の開催  
 (第1回)令和元年5月9日(水)、(第2回)令和元年5月29日(水)、(第3回)令和元年7月7日(月)、(第4回)令和2年2月7日(金)、(第5回)令和2年2月27日(水)  
 (ウ) 評議員会の開催  
 (第1回)令和元年5月29日(水)、(臨時)令和元年12月6日(金)  
 (第2回)令和2年2月27日(水)  
 (エ) 監事監査の実施  
 平成30年度事業財務監査  
 平成31年4月25日(水)  
 (オ) 北海道業務完了検査(道補助金、委託金)  
 平成31年4月22日(月)  
 (カ) 表彰褒章、叙勲  
 厚生労働大臣表彰6名、全国社会福祉協議会長表彰17名、北海道社会貢献賞143名、北海道社会福祉協議会会長表彰370名、全道民児連優良民生委員児童委員協議会表彰3地区、全道民児連永年勤続単

位民生委員児童委員協議会会長表彰16名、全道民児連永年勤続単位民生委員児童委員協議会役員表彰15名、全道民児連永年勤続民生委員児童委員表彰102名、春の褒章・叙勲19名、秋の褒章・叙勲16名

(キ) 申慰  
 ・申慰規程による申慰金贈呈 1件

**イ 予算対策運動等の推進**  
**ウ 公益法人制度として求められる適正な法人運営**  
 (ア) 定期提出書類  
 ・平成30年度事業報告、収支決算定時提出(北海道庁へ電子申請)  
 ・令和2年度事業計画、収支予算定時提出(北海道庁へ電子申請)  
 (イ) 変更届出書類  
 ・評議員補欠選任変更届出提出(北海道庁へ電子申請)  
 ・評議員補欠選任変更届出提出(北海道庁へ電子申請)

**工 その他**  
 ・定款変更届出提出(北海道庁へ電子申請)  
 ・代表理事補欠選任、理事、評議員補欠選任変更届出提出(北海道庁へ電子申請)  
**ア) 令和元年台風19号義援金ならびに支援金の募集**  
 (1) 災害義援金・支援金  
 ・道内市町村民児協(119民児協) 6、513、043円  
 (2) 義援金ならびに支援金の送金  
 ・第1次贈呈 岩手県民児協、福島県民児協、神奈川県民児協、全道民児協 総額 6、500、043円  
 ・第2次贈呈 岩手県民児協、福島県民児協、神奈川県民児協、全道民児協 総額 13、000、000円

気になるあの病気から自分を守る！  
感染症  
キャラクター図鑑



岡田晴恵 監  
日本図書センター  
1,650円(税込)

■内容

新型コロナウイルスの流行初期から、一貫してPCR検査の拡充による早期感染抑制を訴え、今や日本中の誰もが知ることとなった白鴎大学教授の岡田氏が、インフルエンザやノロウイルス、おたふくかぜなどの感染症について、予防医学的見地から監修した本書。

感染症と呼ばれる病気の数々は、誰もが一度は耳にしたことがあるけれど、実はよく知られていないもの。本書は感染症を見開き構成で紹介する図鑑の体裁を採用しています。でも、小難しさは皆無。病原体をキャラクター化し、解説は子どもでも理解できるほど易しく、それでいて要点を落とさない仕上がりはさすが岡田センセイ。恐ろしいウイルスも、可愛らしいキャラクターになると、なぜか「知りたい」となるから不思議。そうして家族を守る疫学のイロハを、楽しみながら覚えらるる。

ように工夫されています。

本書には新型コロナウイルスに関する詳細は記載されていません。でも、他の感染症に対する備えは、コロナ対策に役立つものもあって、これからの時代を生き抜くためには必読と言えるでしょう。

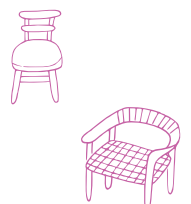
ところで、流行初期、コロナウイルスは高温多湿に弱いから、夏には感染が収束するという論説が信じられていました。けれどもそれは、生態学的ニッチ(生物が利用できる資源・環境の幅)から考えられた論理でした。けれどもヒトの体内に取り込まれ、ヒト・ヒト感染が始まった時から、ウイルスをニッチ論で捉えることには無理があります。ヒトの体内は、外の環境とは異なるからです。疫病とは何かを正しく知り、対処の在り方を考えるきっかけづくりに、本書は大きなヒントを提示してくれるのです。

エッセイ



① コロナ禍から暮らしを守る

鳥居 一頼



目が薄くなつてきて 字がかすれる  
もう読むことは あまりない  
耳が遠くなつてきて 声が聞き取れない  
何度も聞き返すから 怒鳴られているようだ  
動作は緩慢になり 外に出るのも億劫になった  
食も細くなり 給食が一番のご馳走となった  
一日のお相手はテレビ 話しかけても返事はない  
一人暮らしも もう十年  
いろいろお世話いただいて 感謝しかない  
今日まで無事に 暮らしてこれた  
誰かの呼ぶ声がする

その時一緒に郵便局に行きましよう  
安心した顔を見て ホツとした  
コロナ禍のニュースを見ては心配で  
じつと家で過ごしていた  
買い物も病院も出てはいけなさと自重する  
それでは 身体を壊してしまふ  
コロナ禍で人のつながり希薄になって  
不安抱えて家にいた

「こんにちは いたかい」  
今日は 十万円の申請でお邪魔した  
案の定 役場の通知は置きっぱだった  
きつと困っているだろうと 御用聞きに来てみた  
申請のことを教えて 二人で書き込み作業  
後は投かんして 入金を待つだけ

だから 正しい情報を伝えることと  
少しでも不安を和らげるのが 私の仕事  
今日もマスクの下に笑顔を隠して  
明るい声で  
「こんにちは 大丈夫！」  
コロナ禍でこそ 民生委員の心・意気  
今日も示して 大事なお役目を果たします

【筆者紹介】

鳥居 一頼氏(とりい かずより) 登別市出身。70歳。北海道教育大卒。道内で18年間教壇に立つ。道教委、道庁などに勤務後、室蘭・登別で小学校校長歴任。その後関西の私立大学の教授。現在、登別市きずな大使として地域福祉実践計画推進を支援する傍ら、各地で地域福祉アドバイザーとしても活動している。また、道民児連が主催した令和元年度初任者研修で講師を務めていただいた。主な著書に「子どもと学ぶボランティア(こつちよのボランティア)授業論(大阪ボランティア協会刊)・「福祉教育のキーワード」と指導のポイント」(大阪ボランティア協会)・「子ども・共育・ボランティア」(長崎県ボランティア協会)など。